

議案第 1 1 号

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の表第6条第1項の項中「の規定」を「又は第5項の規定」に改め、同表第16条第3項及び第4項ただし書並びに第24条の2の項中「第4項ただし書並びに第24条の2」を「第4項ただし書」に改め、同表に次のように加える。

第24条の2	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
	第6条、第11条及び第12条	第11条、第12条及び第14条

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。